

令和5年版

学校いじめ防止基本方針

戸田市立新曽北小学校

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの未然防止のための取組	・・・・・・・・・・	5
第2 いじめの早期発見への取組	・・・・・・・・・・	7
第3 いじめの早期解決への取組	・・・・・・・・・・	8
第4 いじめ問題にむけての校内フロー図	・・・・・・・・	11
第5 いじめ防止対策推進法第28条における 「重大事態の対応」について	・・・・	13
第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策	・・・・	16
第7 いじめ防止に係る年間行事予定	・・・・・・・・	17
第8 いじめ防止啓発資料等	・・・・・・・・	18

はじめに

戸田市立新曾北小学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」との基本認識の下、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組むこととする。

そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立新曾北小学校いじめ問題等対策委員会（定例校内委員会）

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・生徒指導委員

この委員会は本校のいじめ問題等の未然防止・早期発見について協議・評価することとし、生徒指導委員会定例委員会と兼ねる。開催は月1回程度とする。

戸田市立新曾北小学校いじめ問題等対策委員会（校内委員会）

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター・養護教諭・小学校スクールカウンセラー

この委員会は本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとし、必要に応じて校長が招集することができる。

戸田市立新曾北小学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター・養護教諭・小学校スクールカウンセラー・中学校さわやか相談員・学校評議員代表（学校運営協議会代表〈H30〜〉）
・PTA会長・臨床心理士（教育心理専門員）

この委員会は本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとし、重大事件等必要に応じて校長が招集することができる。

いじめ問題等対策委員会の具体的な役割は以下のとおりである。

- いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処を行う。
- 学校基本方針の点検・見直しを行う。
- いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、P D C Aサイクルの機能を推進させる。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

いじめ事案における学校内の情報共有については以下のとおりである。

- 教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。
- 市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を残し、学校対策委員会に共有する。

いじめの定義（文部科学省平成19年1月）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場にたって行うものとする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾、スポーツクラブ等の当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

※具体的ないじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。
したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えらるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ④ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- ①児童一人一人の心を理解する。
- ②いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。
- ⑥考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させる指導の充実を図る。

⑦児童が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進をする。

◎規律の維持徹底

◎学力向上（学力保証）

◎自己有用感の高揚

(3) こころのアンケートの実施（6月、11月、1月）

○ 年3回のアンケートを行い、その後2週間以内に全児童との面談を行う。

(4) P T Aのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(5) コミュニティスクール（学校運営協議会）や学校応援団による学校支援

学校運営協議会、学校応援団、民生委員や児童委員による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

(6) 児童、家庭、地域、関係機関への周知

○ 学校基本方針や学校対策委員会等について、児童に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。

○ 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩である。本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導委員会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭）

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

（さ）最悪の事態を想定し、（し）慎重に、（す）素早く、（せ）誠意をもって、（そ）組織で対応

(3) 生徒指導委員会・教育相談担当

教育相談担当者を中心とし、生徒指導委員会での情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。年3回「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観に専念し、日々の授業力向上に努める。

各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

(5) コミュニティスクール（学校運営協議会）

学校運営協議会では、学校と地域の人々が一体となって子供を育むという目標やビジョンを共有し、定期的に情報共有のための会議を開催する。そして、共に地域の児童を育てるという意識を高めながら、常に現状把握と改善に努める。

※早期発見の基本

- ① 児童のささいな変化に気づく。
- ② 気づいた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）
- ③ 情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。）
- ④ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

※5W1Hを基本に共有（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをする行為は、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

(6) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも**3か月**を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は校内いじめ問題等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

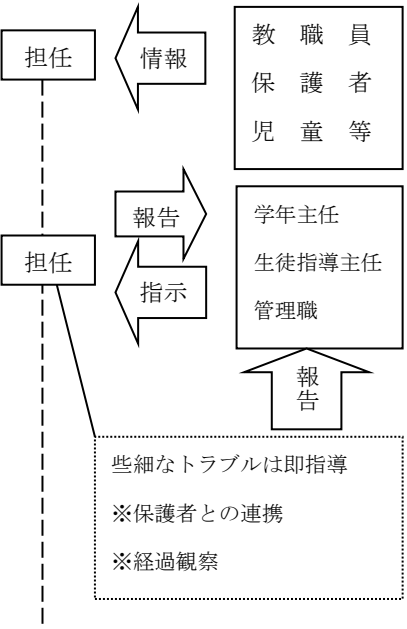
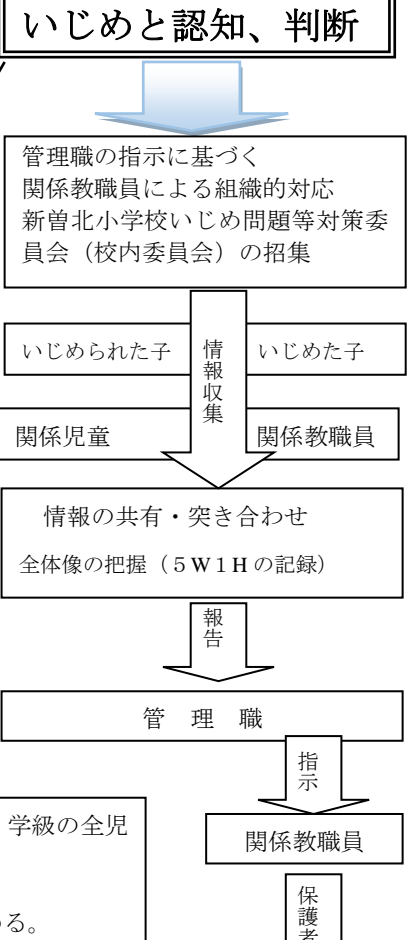
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

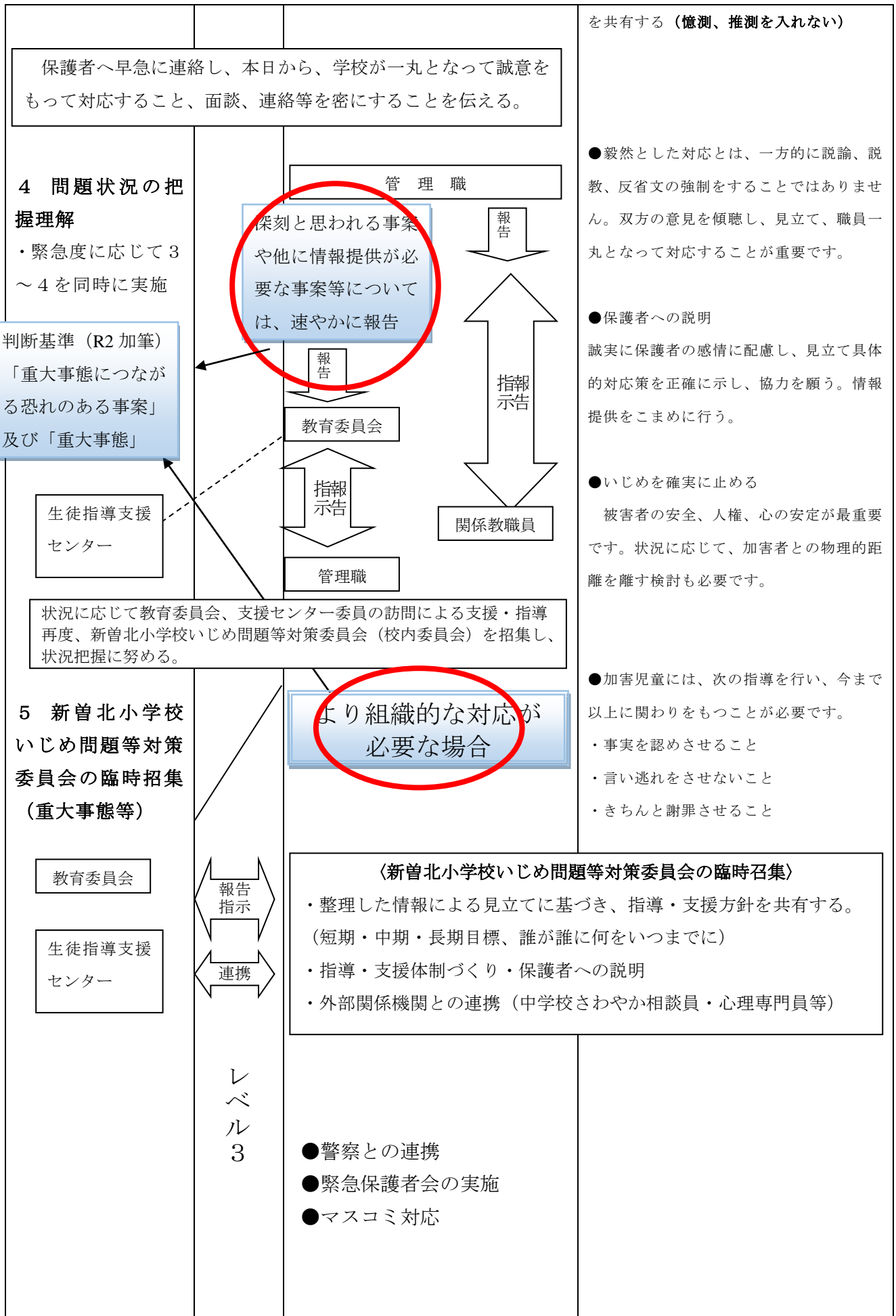
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内いじめ等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、継続的に注意深く観察する必要がある。

第4 いじめ問題にむけての校内フロー図

最悪の事態を想定し ㊶慎重に ㊷素早く ㊸誠意をもって ㊹組織で対応

対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ(認知)</p> <p>2 報告 ・憶測を入れずに事実を報告(些細なことでも)</p>	レベル1		<ul style="list-style-type: none"> ●定期的にいじめアンケート調査を実施すると早期発見につながります。 ●小さな危機を見逃していませんか。いじめの見て見ぬふり対応をしていませんか。 (ただ様子を見る=いじめを育てる) <p>担任の動き</p> <ol style="list-style-type: none"> ①訴え、申し出があった場合には、その日に行動します。(指導の結果は、必ず管理職に報告) ②「いじめ等に関する記録」に記入し、情報を共有する。 ③毎月の生徒指導委員会で情報を確認。いじめの解消の判断をする。 ④本人または保護者、必要に応じて両方との面談を通していじめの解消とする。(いじめがやんで3か月以上経過したら) <ul style="list-style-type: none"> ●管理職のリーダーシップを発揮する担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的指示を出す。(小学校スクールカウンセラーの活用) ●面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート ●丁寧にじっくりと話を聴きます。 <p><悪い対応例></p> <ul style="list-style-type: none"> ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎ、気にしすぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 ×様子を見ましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ●双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふう感じたか、具体的に聴く。 ●記録に基づき事実の経過に沿って情報
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他児童、教職員からの情報収集 	レベル2		<p>●緊急の対応が必要な場合、学年・学級の全児童との面談を実施。</p> <p>※いじめられた子の心のケアに努める。</p>



第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態とは

法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

(1) 当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

①被害児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する調査（質問紙調査や聴き取り調査）を行う。その際、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害児童の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、被害児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②被害児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

(ア) 背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。

(イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ) 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(エ) 詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。

(オ) 調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。

(カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の

資料や情報のみによ拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。

- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク) 本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

被害児童やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

(3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかす・からかい（名誉毀損罪） ・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪） ・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪） ・いやな事をやらせる（強要罪）

第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している児童が増えている。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 児童が利用する機能・サイト

①プロフ

個人が自分のプロフィールを公開するサイトである。

②ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

③掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。2ちゃんねるが有名。

④リアル

リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、自分の行動等を文書で書く日記形式のサイト。twitterやFace bookが有名。

⑤SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、カカオトークなどが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

(ア)ICTを使用する授業の時間において、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

(イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童に適切に指導する。

(ウ)ネット問題について、防犯教室(警察関係)や、ネット講演会(関連会社)を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えると同時に相談しやすい環境づくりを行う。

(オ)学年に応じてネットモラル啓発DVDを視聴し、意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

(ウ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第7 いじめ防止に係る年間行事予定 (R5年度版)

	内容及び対象学年等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年) ・いじめ問題等対策委員会(生徒指導委員会)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・校内就学支援委員会での児童理解・いじめ問題等対策委員会(生徒指導委員会) ・こころのアンケート ・第1回教育相談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・中学校区生徒指導担当連絡協議会 ・異学年集団による交流(にじ色集会)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・第2回教育相談日
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・夏季休業中の職員研修(児童理解)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットトラブル講座(授業参観・6年生対象) ・個人面談 ・にじ色遊び ・いじめ問題等対策委員会(生徒指導委員会)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の前期評価・改善検討
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強調月間の取組(児童会によるいじめ撲滅運動の推進) ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・こころのアンケート ・いじめ問題等対策委員会(生徒指導委員会)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・いじめ対応プログラム(6年) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討(生徒指導委員会) ・にじ色遊び
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・にじ色遊び ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・こころのアンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回教育相談日 ・にじ色お礼の会 ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価 (教職員学校評価・学校評議員による評価・保護者アンケート等)・公表 ・小・中交流会(6年生) ・校内就学支援委員会での児童理解
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討

いじめ防止
リーフレット
児童生使用

みんなで作ろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた 伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・ どうしたの。たずけてねって行ってね。(小1)
- ・ だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・ わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・ 先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・ 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・ つらいけれど死んでほめだよ。(中1)
- ・ 必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・ 無理してがまんしないでいいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・ みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・ かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・ いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・ いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・ いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・ 黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・ いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・ 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・ いじめはちょっとしたことから起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・ だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・ よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・ 自分もされたらいやでしょ。(小3)
- ・ いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・ 何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・ いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・ 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・ いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは 優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは 自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… 誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… 声をかけよう！

そう だん
相談しよう！



・ 戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
(祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ~ 17:00)

・ 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
(毎日24時間)

・ 埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
(日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ~ 17:15)

戸田市立教育センター教育心理専門員(相談員)から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれませんが。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたわけではありません。話してみても、いっしょに考えましょう。

戸田市中学校いじめ撲滅宣言

平成25年1月8日
戸田市教育委員会
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部

前文

【はじめに】この宣言をみなさんは何故読むのでしょうか。いじめはすべての場に行き、周りの人も巻き込んで、一生消えない深い傷を刻みます。いじめられた人は心と身体に傷を負い、苦しむ思いをします。いじめた人は後悔を味わったことに気づきます。それはつらいことですし、みなさんにとわらの立場にもなって口はく高引ません。だから私たちはいじめを絶対に許しません。そこで、私たちはいじめの根絶を、あらゆる状況にすることを、戸田市中学校生徒会いじめ対策本部を設立しました。この戸田市中学校生徒会いじめ対策本部で話し合ったこと、みなさんに伝えたいことを発表し、ここにいじめ撲滅を宣言します。

戸田市中学校 いじめ撲滅宣言

小学生のみんなへ

みんなが楽しい学校生活を送るために、いじめを絶対に許しません。いじめられたら、必ずいじめを告げよう。自分の勇気になって考えよう。

大人へ

私たちが願っているのは、いじめのない学校生活です。いじめを告げたいときは、必ずいじめを告げよう。いじめを告げたいときは、必ずいじめを告げよう。

いじめている人へ

いじめた人は、いじめを告げよう。いじめを告げよう。いじめを告げよう。

いじめられている人へ

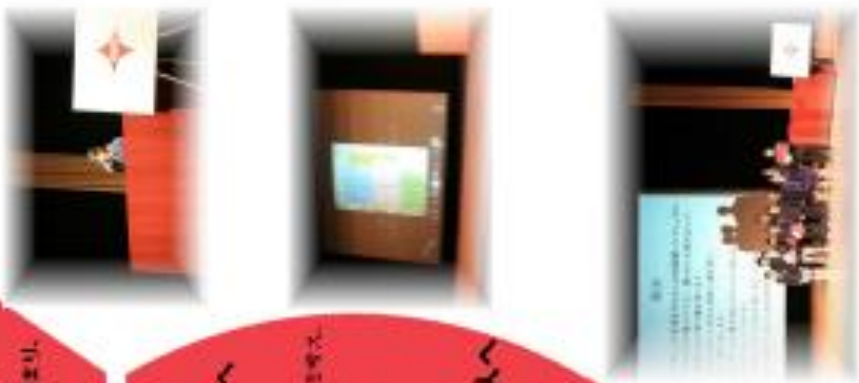
いじめられたら、必ずいじめを告げよう。いじめを告げよう。いじめを告げよう。

周りで見ている人へ

いじめを見たら、必ずいじめを告げよう。いじめを告げよう。いじめを告げよう。

周りで見ている人へ

いじめを見たら、必ずいじめを告げよう。いじめを告げよう。いじめを告げよう。

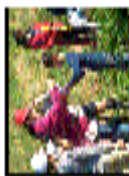




戸田市小学校

平成25年12月12日
戸田市子どもサミット
戸田市小学校児童委員会

いじめのない楽しい学校宣言



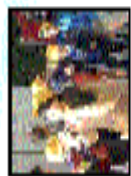
戸田第一小学校



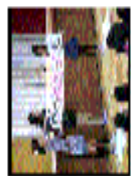
戸田第二小学校



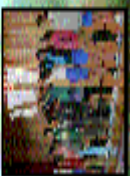
戸田第三小学校



東谷西小学校



東谷東小学校



戸田第四小学校

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことが
できる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達
にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、
戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。
ここに、わたしたちは、とだっ子全員がなかよくいじめのない
生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない
楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある
優しいことばをたくさんかけます。
わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい
の学校にします。
わたしたちは 絶対にいじめをしません、許しません。

とだっ子なかよしことば

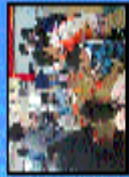
○みんな仲良くいっしょ
- けんかやいじめをしない
- 困っている人を助ける
- 助け合おうと、あそびあそぶ
- 笑顔でいっしょに生活

○気持ちよく遊ぶ
- 順番を守って遊ぶ
- 友達を褒めて遊ぶ
- たのしみあそぶ

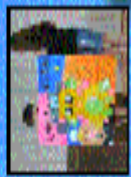
○けんかやいじめをしない
- けんかやいじめをしない
- けんかやいじめをしない
- けんかやいじめをしない

○いじめをしない
- いじめをしない
- いじめをしない
- いじめをしない

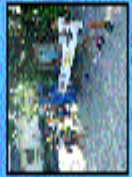
○いじめをしない
- いじめをしない
- いじめをしない
- いじめをしない



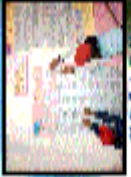
戸田第五小学校



東谷北小学校



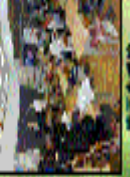
戸田第六小学校



東谷南小学校



東谷南小学校



戸田第七小学校